

別記団体 御中

厚生労働省
国税庁
デジタル庁

令和7年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知の
お願いについて
(周知協力依頼)

平素より生活衛生行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各府省庁では、これまでも事業者の皆様を含む国民の利便性の向上を目指しながら、事業者の業務や公的手続等のデジタル化に取り組んできたところです。

これまで以上に取組を加速させていくため、厚生労働省としてもデジタル庁や各府省庁と連携しながら、周知広報等を行っていくこととしております。

こうした中で、令和7年分の所得税の確定申告や事業者のデジタル化に向けて、業界団体を通じて事業者の皆様への周知を実施しておりますところ、貴団体におかれましても、以下の2点の内容について、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

1. 周知をお願いしたい事項

(1) 給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

令和5年分の確定申告から、税務署にオンライン（e-Tax等）で提出した給与所得の源泉徴収票の情報（税務署への提出義務がない500万円以下の給与所得の源泉徴収票の情報を含みます。）が、マイナポータル連携による自動入力の対象となりました。

職員の方が確定申告において、この給与所得の源泉徴収票の情報の自動入力を利用するためには、給与支払者の方から給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただく必要があります（注）。

また、eLTAXを利用すれば、市区町村に提出する給与支払報告書の作成と同時に、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票のデータも同時に作成することができ、それぞれを市区町村と税務署へ一挙に提出することができます。さらに、令和9年1月からは、市区町村に給与支払報告書を提出すれば、税務署にも給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、その場合、eLTAXで提出された給与支払報告書については、マイナポータル連携の自動入力の対象になる予定ですので、給与支払報告書のeLTAXによる提出の勧奨の御協力をお願いいたします。

おって、職員の方のメリット以外にも、給与支払報告書をeLTAXで提出することで、各市区町村への提出（送付）が不要となるなど、給与支払者の方にとっても、提出に係る事務負担が軽減されるといったメリットがあります。

つきましては、できる限り多くの給与支払者の方に給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出いただけるよう、別紙1なども確認の上、給与所得の源泉徴収票のオンライン提出に御協力をお願い申し上げます。

（注） 職員の方がマイナポータル連携による自動入力を利用するためには、給与支払者の方が、

職員の方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等を正しく入力し、税務署にオンラインで給与所得の源泉徴収票を提出いただく必要があります。

別紙1 「給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出すると、従業員の方の確定申告がさらに簡単
に!!」 ([こちら](#))

(2) 自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告について

確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、ご自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、税額等が自動計算され、所得税の申告書を計算誤りのないように作成することが可能となっており、作成した申告書をそのまま e-Tax により送信できます。

e-Tax を利用した確定申告は、給与所得の源泉徴収票の情報や医療費、ふるさと納税等の情報を、マイナポータル連携を活用して自動入力することが可能であるほか、令和8年1月（令和7年分所得税の申告書）からは、生命保険の一時金・年金、損害保険の満期返戻金・年金に係る支払調書情報やふるさと納税以外の寄附金控除に係る情報についてもマイナポータル連携の対象となる予定です。また、「スマートフォンのマイナンバーカード」に対応し、Android 端末に加え、iPhone においても実物のマイナンバーカードをかざすことなく申告書の作成・e-Tax 送信が可能になることから、利便性の更なる向上が期待できます。

また、令和7年度は、マイナンバーカードとマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が到来される方が多数見込まれており、有効期限を過ぎた場合、マイナポータル連携や e-Tax 手続の利用などができず、マイナンバーカードを利用した e-Tax による申告手続にも影響があることから、積極的な周知・広報に取り組んでいるところです。

つきましては、自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax による申告の更なる推進に向けて、本取組の趣旨を御理解いただきますとともに、給与所得の源泉徴収票の交付時期に、別紙2及び別紙3（注1）を用いるほか、職員等への周知の際の見本として、別紙4を参考にいただき、マイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告やマイナポータル連携の利便性、マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限や更新手続（注2）について、職員等へ周知されますようお願い申し上げます。

（注1）「給与所得の源泉徴収票」をオンライン提出している場合、別紙3を適宜加工の上、別紙2と併せて給与情報のマイナポータル連携が利用可能であることを周知願います。

（注2）マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限や更新手続等については、[デジタル庁ホームページ](#)もご活用ください。

別紙2 「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax（職員向け周知用）」

別紙3 「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」([スマホ用](#))([パソコン用](#))

別紙4 「職員向け周知文（見本）」

(3) 事業者のデジタル化促進について

事業者のデジタル化を進めることは政府全体として取り組む重要な課題の一つであり、関係省庁等において、事業者のデジタル化促進に取り組んでおります。

事業者の取引・会計・税務といった一連の業務をデジタル化することにより、事業者の経営の効率化・高度化や生産性の向上が期待されるため、関係省庁等が連携して、まずは、事業者には各種クラウドツールの活用やデジタルインボイスの導入を促進するとともに、中長期的には、取引から会計、税務申告・納税に至るまでの一連の業務プロセスについて一貫したデジタル処理が可能となる環境の整備を目指しております。

そのため、国税庁においては、デジタルインボイスや AI-OCR 等の導入による業務のデジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等の広報素材のほかデジタル化に関する様々な困りごとに関する相談窓口一覧を作成し、事業者のデジタル化の支援や施策の周知・広報を行っているところです。

これらの取組の趣旨をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、下記リンク先の広報素材や相談窓口一覧をご活用いただくなど、事業者の取引・会計・税務といった一連の業務のデジタル化促進に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

別紙 5 事業者のデジタル化促進に関するリーフレット・動画等一覧 ([こちら](#))

別紙 6 デジタル化に関する相談窓口一覧 ([こちら](#))

2. アンケート回答のお願い

(1) 独立行政法人のご担当者向けのアンケート

今後の施策の参考とさせていただきますたく、周知状況等についてのアンケート（8 問程度）を作成しております。大変恐縮ではございますが、数分程度で回答可能なものとなっておりますので、御回答いただきますよう御協力をお願いいたします。

○御回答期限

- ・ 年内に周知等を行った場合：2025 年 12 月末
- ・ 年明けに周知等を行った場合：2026 年 1 月末

URL：<https://forms.gle/W6aJNKtSoTckgP2V8>（独立行政法人の方向け）



(2) 独立行政法人の職員の方の方向けのアンケート

自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax の推進に向けて、皆様の御意見を今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

つきましては、主に過去に確定申告を行ったことがある職員等の方向けに、確定申告・e-Tax の利用に関するアンケート（10 問程度）を用意しておりますので、当該アンケートについて御回答いただきますよう職員等の方に周知をお願いいたします。

○御回答期限：2026 年 2 月末

URL：<https://forms.gle/YkRdX8axjVGc1hHWA>（職員の方の方向け）



(別記)

全国理容生活衛生同業組合連合会
全日本美容業生活衛生同業組合連合会
全国興行生活衛生同業組合連合会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
全国麺類生活衛生同業組合連合会
全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会
全国食肉生活衛生同業組合連合会
全国飲食業生活衛生同業組合連合会
全国すし商生活衛生同業組合連合会
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
全国中華料理生活衛生同業組合連合会
全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
全国料理業生活衛生同業組合連合会
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
公益社団法人日本理容美容教育センター
一般社団法人国際理容協会
一般財団法人国際美容協会
公益社団法人日本毛髪科学協会
公益財団法人日本エステティック研究財団
公益社団法人全国ハウスクリーニング協会
一般社団法人日本リネンサプライ協会
一般社団法人日本ダイアパー事業振興会
一般社団法人日本レジャーホテル協会
公益社団法人日本サウナ・スパ協会
一般社団法人日本バーテンダー協会
一般社団法人日本ソムリエ協会
全日本ホテル旅館協同組合
公益社団法人日本建築衛生管理教育センター
公益社団法人全国建築物飲料水管理協会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
公益社団法人日本空気清浄協会
一般社団法人日本ダストコントロール協会
公益社団法人日本プールアメニティ施設協会
公益社団法人日本ペストコントロール協会
公益社団法人全国水利用設備環境衛生協会
公益社団法人全日本墓園協会
特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

(以 上)

【本件の問合せ先】

国税庁長官官房企画課
デジタル化・業務改革室

D X戦略係長 市川
tomohisa.ichikawa.xd4@nta.go.jp